

日本がん・生殖医療学会 認定がん・生殖医療ナビゲーター 認定規程

第 1 章 総則

第 1 条

日本がん・生殖医療学会(以下, 本学会)は, 定款第 2 章・第 5 条(1)に基づき, 「認定がん・生殖医療ナビゲーター」(以下, 「認定ナビゲーター」という。)認定資格制度を施行する。

第 2 条

本認定資格制度は, 本学会所定の条件を満たした医師, 歯科医師, 薬剤師, 看護師, 助産師, 保健師, 公認心理師, 臨床心理士, 認定遺伝カウンセラー, 臨床検査技師, 診療放射線技師, 管理栄養士, 栄養士, 救急救命士, 精神保健福祉士, 社会福祉士, 管理胚培養士, 胚培養士, その他の本学会認定資格制度委員会が認定した者で, 保護義務の履践, 秘密保持の厳守, 有償斡旋等の私利追求の禁止等の倫理的項目を遵守すると認められるものを, 主としてがん・生殖医療に関する知識と技能を有する認定ナビゲーターとして認定することにより, わが国のがん・生殖医療を広く普及させ, 社会へ貢献することを目的とする。

第 3 条

本学会は学際的かつ多領域ならびに多職種にまたがるがん・生殖医療の社会への啓発を目的として, 認定ナビゲーターを認定するための業務を行うとともに, より高度ながん・生殖医療を実現するための諸制度を整備する。

第 2 章 認定ナビゲーターの認定

第 1 節 認定ナビゲーターの資格要件

第 4 条

がん・生殖医療認定ナビゲーターの認定資格は, 次の各号のいずれをも満たすことを要す。

- ① 本学会会員であり会員歴が 2 年以上であること。
- ② 申請前直近の 3 年間に本学会主催の教育講演に 1 回以上参加し, かつ同期間中に資格委員会が指定する e-learning を 1 回以上受講していること。
- ③ 申請前直近の 5 年間に本学会学術集会で 1 回以上発表(一般演題・各種講演含む。演者としての順番は問わない。)していること。
- ④ 国家資格または専門資格を持つ医療従事者であること。
- ⑤ 2 年以上のがん患者の診療・支援等の経験を持つこと。

第 2 節 認定ナビゲーターの申請

第 5 条

認定ナビゲーターの認定を申請する者は、本学会ウェブサイト(<http://www.jsfp.org/>)に定める申請書に必要事項を記入するとともに、認定審査料を納付した上で、あらかじめ指定した期間内に本学会へ提出しなければならない。

- ① 認定申請書
- ② 履歴書（ただし、職歴欄の各職歴にがん患者の診療・支援等の経験の有無を記載すること）
- ③ 医療国家資格または専門資格認定証の写し
- ④ 第 4 条に定める要件を備えることを証する受講証明書、演題抄録の写し（一般演題・各種講演含む。演者としての順番は問わない。）、その他これらを証明する資料、またはそれらの写し

2 認定審査料は 20,000 円(税別)とする。

第 3 節 認定ナビゲーターの認定

第 6 条

認定ナビゲーターの認定は、がん・生殖医療認定資格制度委員会（以下、「資格委員会」という。）が行う。

第 3 章 がん・生殖医療認定資格制度委員会

第 7 条

資格委員会は、認定ナビゲーターの認定を行うほか、認定資格制度の実施および改善のための検討を行い、かつ、がん・生殖医療の進歩に即応する人材育成に関する諸制度の整備を行う。

2 資格委員会は、認定ナビゲーターの認定に関する全ての業務を統括し、理事会に報告する。

第 8 条

資格委員会の構成および運営については、別に定める。

第 9 条

資格委員会は、理事長が理事会の議に基づき選任するがん・生殖医療認定資格制度評価委員（以下、「評価委員」という。）およびがん・生殖医療認定資格制度運営委員（以下、「運営委員」という。）で構成する。

第 10 条

評価委員および運営委員の任期は各 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中に委員が退任した場合、新たに選任された委員の任期は、退任した委員の残期間とする。

3 評価委員及び運営委員は、併任することができない。

第 4 節 認定ナビゲーターの認定証交付および期間等

第 11 条

資格委員会は、認定ナビゲーターに認定した者に対し認定証を交付する。

2 資格委員会委員長は認定ナビゲーターとして認定した者の氏名を理事会に報告しなければならない。

第 12 条

認定ナビゲーター認定証の有効期間は、認定の日から 5 年とする。ただし、その資格を喪失した場合には、資格喪失の日を以って有効期間は終了する。

2 認定ナビゲーター認定証の再発行手数料を 10,000 円(税別)とする。

第 5 節 がん・生殖医療認定ナビゲーターの資格の喪失

第 13 条

認定ナビゲーターは、次の各号に定める事由により、その資格を喪失する。

- ① 認定ナビゲーターの資格を辞退したとき。
- ② 資格委員会が認定ナビゲーターの資格を取り消したとき。
- ③ 医療の国家資格または専門資格の喪失または返上し、もしくは剥奪されたとき。
- ④ 認定ナビゲーターの資格を更新しなかったとき。
- ⑤ 本学会を退会または除名となったとき。

2 会員資格の喪失その他認定資格の喪失に関する手続きに付した場合には、認定ナビゲーターの資格を辞退することができない。

第 14 条

認定ナビゲーターとして品位を欠く行為があったときは、資格委員会の議決によってその認定を取り消すことができる。

第 15 条

前2条の規定により、認定ナビゲーター資格を喪失した者は、資格喪失の日から2年を経過したときで、喪失事由が消滅している場合には、再び認定を申請することができる。

2 前項の定めにかかわらず、第13条1号、4号、5号前段に関しては、第4条に示す資格要件が満たされた場合に認定を申請することができる。

3 資格委員会は、前項に基づく認定の申請があったときは、喪失の事由の消滅の有無、再発のおそれの有無、その他諸般の事情を考慮して、あらたに認定することができる。

第4章 資格の更新

第16条

がん・生殖医療認定ナビゲーターの資格は5年ごとに更新することができる。

第17条

資格の更新は、次の各号の全てを満たす者に対して、資格を更新することができる。

- ① 認定ナビゲーターであること。
- ② 本学会の学術集會に認定後5年間で2回以上参加していること。
- ③ 認定ナビゲーター認定後に1回以上本学会主催の教育講演および1回以上の資格委員会が指定するe-learningを受講していること。

第18条

資格の更新を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を納付して、本学会に対して申請しなければならない。

- ① 認定更新申請書
- ② 医療国家資格または専門資格の写し
- ③ 第17条2号、3号を満たすことを証する受講証明書、その他これを証明する資料、またはそれらの写し

2 更新審査料は20,000円(税別)とする。

第19条

更新の審査は資格委員会が行う。

2 更新の審査は書類審査による。

3 資格委員会は、更新を可とすることが不相当と認める場合には、更新を不可とすることができる。

第20条

審査は年 1 回実施する。資格委員会は、年に 1 度、申請された更新の可否を判定し、結果を申請者に通知する。

2 資格委員会は、更新審査の結果を理事会に報告する。

第 21 条

資格委員会は、更新を可とされた者に認定証を交付する。

第 22 条

認定ナビゲーター資格の更新にあたって、資格有効期間において、正当な事由により、がん・生殖医療業務に携わらない休職期間(転職・出産育児休・病休等による休職期間)を生じた者は、所定の凍結希望届により、資格委員会に対して、休職期間を資格の凍結期間とするよう求めることができる。

2 資格委員会は、前項の請求に対して、最長 3 年間、資格の有効期間を凍結することができる。

3 資格委員会は、休職が正当でないと認める場合、第 1 項に定める休職期間が通算で 3 年以上の場合、休職の事由の如何にかかわらず、資格の更新を不可とすることができる。

第 5 章 本規定の改廃

第 23 条

本規則の改廃は、資格委員会の協議と理事会の承認を経て行う。

附則

第 1 条

本規程は、2020 年 2 月 16 日より施行する。

2020 年 3 月 30 日改定。

第 2 条 第 4 条 2 号及び第 17 条 3 号の定めにかかわらず、本学会所定の e-learning が完成するまでの間、資格認定の後に聴講を義務付けることを条件に資格を付与することができる。